

試合運営管理規程

一般社団法人神奈川県サッカー協会(以下 FAKJ という)が主催する試合については、下記の規定に沿って運営する。

第1条(目的)

この規定は、FAKJ が主催するすべての試合の円滑で安全な運営を確保し、観戦者、選手、審判、チームスタッフ、運営関係者、警備従事者および関係者等の安全を確保することを目的とする。

第2条(定義)

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

1. 試合・・・FAKJ が主催するすべての試合をいう。
2. 施設・・・試合運営のために、FAKJ が管理するスタジアム、その関連施設及び区域一切並びに、主管する部会等で用意したグラウンド並びに関連施設及び区域をいう。
3. 運営・安全責任者・・・施設の全般的な安全と運営に責任を有するものであり、FAKJ 専務理事または代行者(部会長等)をいう。
4. 警備従事者・・・大会の安全のため、運営・安全責任者が任命、または契約した者をいう。

第3条(既定の対象)

この規定は、施設に入場しようとし、または入場したすべての者(施設内もしくはその空中に物を侵入させ、又は施設周辺から試合に対して影響力を及ぼそうとする者を含む。以下同じ)に適用される。

第4条(禁止行為)

施設に入場しようとし、又は入場したものは、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. それらが必要とされている場合、正当な入場券またはア kredिटーションカード(ADカード)を所持せず、又は購入履歴や写真に収めた映像等を提示し、施設に入場すること(なお、試合日に限らない)。
2. 鉄砲刀剣類、毒、劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類、その他の危険物又はそれらに類するものを持ち込むこと、または使用すること。
3. ビン、缶、ペットボトル(※)、エアホーン又は投てきを目的とすると思われるその他の物品を持ち込むこと。
※ビン、缶、ペットボトルの持ち込み制限は、試合や施設の状況に応じて設定される。
4. レーザーペン、レーザーポインター、ホイッスル等、競技の進行を妨害する恐れのある物品を持ち込むこと。
5. 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
6. 他人(審判、選手、コーチ、スタッフ、観戦者、警備従事者、FAKJ 関係者その他本人以外の一切の者を含む。以下同じ)に対する暴力行為をすること。
7. 無人航空機(ドローン、ラジコン機等)を持ち込むこと、又は飛行させること。(施設外からの操作を含む)
8. 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。また、他人の観戦に支障を及ぼす恐れのある大型の物(ビックフラッグ等)を持ち込み、使用して応援をすること。なお、FAKJ の事前の許可を得た場合はこの限りでなく、許可の基準及び手続等は、別途 FAKJ において定める。
9. 動物の類を持ち込むこと。なお、FAKJ の事前の許可を得た場合はこの限りでなく、許可の基準及び手続等は、別途 FAKJ において定める。

10. 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、もしくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、ビブス、文書、図面、印刷物等を持ち込み、または設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
11. 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為をすること。また、公序良俗に反する発言又は行為をすること。
12. アルコール、薬物その他の物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、又は施設においてこれらの影響により酩酊し、他人を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の行為等を阻害し、迷惑となる行為、もしくは他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為をすること。(酩酊とは:アルコール等の影響により、正常な行為・判断ができない恐れのある状態をいう)
13. 他人の名誉を棄損、侮辱し、プライバシーを侵害する、またはその恐れのある物品を持ちこみ、又は行為をすること。
14. フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
15. 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
16. 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備もしくは物件を破壊、損傷、汚損する。又はみだりに操作すること。
17. 面会を強要し又は居座ること。
18. 通行の妨害となる行為をすること。
19. 所定の場所以外で喫煙をすること。
20. 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。
21. 勧誘、演説、集会、街宣、布教、デモ等の円滑な運営を阻害する恐れのある行為をすること。
22. 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。(FAKJ フットボールセンターにおいてはその規定に従う)
23. 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品(連想させるものを含む)を持ち込み、表示する。又は設置すること。
24. 営利目的や選手・スタッフの肖像権の侵害となる写真撮影、およびビデオカメラやスマートフォン等による試合動画の撮影、インターネット配信、三脚等を含む大きな機材の使用、また他のお客様の観戦や試合運営を妨げる撮影行為をすること。
25. テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
26. みだりに施設外で氣勢を上げ騒音を出すこと。
27. 法令(法律、条令等)及び試合や施設ごとに別途定める観戦ルール/マナーに記載される禁止行為及び記載事項に反する行為をすること。
28. 試合の運営又は進行を妨害し、他人に迷惑又は危険を及ぼし、もしくはそれら恐れがあると警備従事者が認める行為をすること
29. その他 FAKJ が禁止する行為をすること。

第5条(施設に関して)

施設に入場しようとし、または入場したものは、次の各号に該当する行為を遵守しなければならない。

1. 入場券またはアクレディテーションカード(AD カード)、身分証明書等の提示を求められたときは、これを提示する。
2. 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
3. 事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、警備従事者または治安当局の指示、案

内、誘導に従うこと。

第 6 条(販売拒否事由)

FAKJ は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない、またその者が自らまたは第三者を通じて入場券を取得した場合、FAKJ はその者に対し入場を拒否することができる。

1. 暴力団またはこれら類する反社会的勢力(以下、「暴力団等」という)に所属する者(以下「暴力団員等」という)
2. 暴力団員等でなくなった時から 5 年を経過しない者
3. 自己または第三者の利益を図る目的等で暴力団等又は暴力団員等を利用している者
4. 暴力団等又は暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与している者
5. 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
6. 第 7 条に違反して入場券を取得する者
7. その他入場券の販売をしないこととする相当の理由があると FAKJ が判断した者

第 7 条(転売等の禁止)

何人も第三者に対し、FAKJ の事前の許可を得ることなく、入場券を転売し(業として入場券を有償で譲渡することをいい、インターネットオークションを利用するものを含む)、または転売することを目的として入場券を取得してはならない。ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、かつ、FAKJ が設定した販売価格を越えない価格で譲渡された場合については、この限りではない。

第 8 条(入場拒否、退場命令、物の没収)

1. 運営・安全責任者は第 4 条又は第 5 条の規定に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとることができる。
2. 運営・安全責任者は、前項に該当する者に対し、FAKJ が被った損害(当該者の違反行為を理由として FAKJ に科された制裁に起因して FAKJ が被った一切の損害を含む)の賠償を請求することができる。
3. 運営・安全責任者は、第 1 項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される FAKJ 主催試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。なお、無期限に入場を拒否する処分を課す場合は、FAKJ は当該処分の内容(処分対象者の個人情報を含む)について Jリーグ及び各種連盟に共有するものとし、FAKJ 主催試合に加え、その間の日本国内で行われるすべての試合において無期限に入場を拒否する処分を科した場合も同様として、運営・安全責任者は、当該処分対象者につきその間の FAKJ 主催試合の入場を禁止する可能性がある。
4. 運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求められない。

第 9 条(権限の委任)

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

別紙

一般社団法人神奈川県サッカー協会(以下、FAKJ という)における映像等の配信についての考え方

FAKJ 主催の試合においては放送及び配信を行える放送権は主催者の FAKJ にあり、その放映権をどのように扱うかについては、主催者が決定する。併せて、FAKJ 試合運営管理規定に基づいて、第 4 条(禁止行為)に主催者の権利を保護し、撮影については 24 項で制限をしていることを確認して映像等の放送、配信を行うにあたっては事前に FAKJ の了承を得て該当する相手クラブから動画の使用に係る承諾を取ってください。

第 4 条 24 項

24. 営利目的や選手・スタッフの肖像権の侵害となる写真撮影、およびビデオカメラやスマートフォン等による試合動画の撮影、インターネット配信、三脚等を含む大きな機材の使用、また他のお客様の観戦や試合運営を妨げる撮影行為をすること。

1. 個人が利用するものに限り、静止画、動画の撮影が可能です。
 - ・三脚や一脚、望遠レンズの使用は原則可能ですが、周りの来場者の迷惑にならないようお願いいたします。(女子チームもしくは女子選手に対して望遠レンズの使用は FAKJ の許可を受けたもの以外は禁止とさせていただきます。)
 - ・観客席が混雑している際に、複数の座席を占有する、望遠レンズで他の来場者の視界を遮る等の場合は使用をお断りすることがあります。
2. 個人で撮影した試合の動画については、個人利用であっても動画サイト、SNS およびブログ等へのアップロードを原則禁止とさせていただきます。
 - 例外として SNS およびブログ等にアップロードが可能な動画(2 から 3 秒程度に限る)
 - 1) スタジアム全体の雰囲気わかるもの(応援風景等)
 - 2) 来場者本人やその同伴者を撮影したもの
3. 静止画を SNS およびブログ等にアップロードすることについては特段の規制はありませんが、上記動画の 1)2)を含め内容によっては FAKJ の判断に基づき削除をお願いすることもありますのでご了承ください。
4. 肖像権の侵害と思われるような内容や盗撮行為と思われる内容については、FAKJ および FAKJ 所属チームの判断に基づき削除させていただくこともありますのでご了承ください。
5. FAKJ の主催試合で営利目的の撮影・配信(you tube)等は認めません。
6. リーグ内もしくは対戦する可能性のあるチームの関係で行うスカウティングのビデオ撮影は、常識の範囲で許可されます。撮影場所並びに人数等については FAKJ に相談してから行ってください。
7. チームが営利目的等でない撮影・配信等については、シーズンの始まる前の総会、代表者会議、日程調整会等の会議の場において該当するすべてのチームから同意を得てください。
8. 7.で撮影されたものは、視聴する以外で利用しない。また、映像を加工して SNS 上にアップしない等の誓約書を提出したうえで、同意を得たチームとの対戦映像の撮影は許可されます。
9. 2 種高体連の全国高等学校サッカー選手権大会本大会及び県予選すべてにおいてその映像の権利は大会民間放送 43 社に帰属しており、いかなる配信等も行うことができません。
10. その他この規程にないものに関しては都度 FAKJ と確認のうえ決定します。

2021(令和 3)年 1 月 1 日 施行